

「ケアハウス九頭竜」 利用料金表

(令和2年 4月 1日改正)
令和2年4月分より適用

① 基本料金

● 一般入居者(月額料金)

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000 円	46,940 円	32,800 円	89,740 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円	46,940 円	32,800 円	92,740 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円	46,940 円	32,800 円	95,740 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円	46,940 円	32,800 円	98,740 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円	46,940 円	32,800 円	101,740 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円	46,940 円	32,800 円	104,740 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円	46,940 円	32,800 円	109,740 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円	46,940 円	32,800 円	114,740 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円	46,940 円	32,800 円	119,740 円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000 円	46,940 円	32,800 円	124,740 円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000 円	46,940 円	32,800 円	129,740 円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000 円	46,940 円	32,800 円	136,740 円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000 円	46,940 円	32,800 円	143,740 円
14	2,700,001～2,800,000円	71,000 円	46,940 円	32,800 円	150,740 円
15	2,800,001～2,900,000円	78,000 円	46,940 円	32,800 円	157,740 円
16	2,900,001円以上	79,624 円	46,940 円	32,800 円	159,364 円

● 特定施設入居者生活介護対象者(月額料金)

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000 円	46,940 円	32,800 円	89,740 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円	46,940 円	32,800 円	92,740 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円	46,940 円	32,800 円	95,740 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円	46,940 円	32,800 円	98,740 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円	46,940 円	32,800 円	101,740 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円	46,940 円	32,800 円	104,740 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円	46,940 円	32,800 円	109,740 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円	46,940 円	32,800 円	114,740 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円	46,940 円	32,800 円	119,740 円
10	2,300,001円以上	43,763 円	46,940 円	32,800 円	123,503 円

<備考>・事務費、生活費は県が定める料金です。

- ・上記は月額料金です。
- ・「対象収入」とは、前年の収入から所得税・住民税等の租税、社会保険料、医療費、当施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入です。
- ・ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個別の対象収入とします。なお、その額が150万円以下の場合は、ご夫婦のそれぞれの事務費は30%減額した7,000円となります。
- ・11月から3月の期間は冬季加算(4,220円/月)を別途徴収させていただきます。
- ・月の途中で入居もしくは退居された場合は、日割り計算とします。
- ・「特定施設入居者生活介護対象者」の方は②介護保険利用料金がかかります。

② 介護保険利用料金(特定施設入居者生活介護対象者のみ) 月額(30日の場合) (単位;円)

要支援・要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
イ) 介護基本サービス費 (基本報酬単価)		$(181) \times 30$	$(310) \times 30$	$(536) \times 30$	$(602) \times 30$	$(671) \times 30$	$(735) \times 30$	$(804) \times 30$
各種加算	ロ) サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)	$(12) \times 30$	$(12) \times 30$	$(12) \times 30$	$(12) \times 30$	$(12) \times 30$	$(12) \times 30$	$(12) \times 30$
	ハ) 夜間看護体制加算	—	—	10×30	10×30	10×30	10×30	10×30
	ヘ) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	$(イ+ロ+ハ) \times 8.2\%$						
	イ、ロで算定された額に加算率(8.2%)を乗じた額	475	792	1,372	1,535	1,705	1,862	2,032
ト) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(加算率1.2%)		$(イ+ロ+ハ+ヘ) \times ト(1.012) \times 1.03$						
地域区分7級地(係数1.03) イ、ロ、ハ、ヘ、トで算定された額に係数を乗じた額		6,530	10,894	18,880	21,113	23,448	25,613	27,947

* 上記利用料金は個人負担1割の方の料金です

<必要・実績時> 上記の表の各種加算として加える。

ニ) 若年性認知症入居者受入加算 (65歳の誕生日の前々日まで対象 120単位/日)

若年認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合。

ホ) 退院・退所時連携加算 (入居から30日以内 30単位/日)

医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合。

③ その他料金

水道料金 個室の水道料金を一律1,000円/月徴収させていただきます。

電気料金 毎月の基本料金は生活費に含まれます。それを超える部分について1kw時当たり21円で計算させていただきます。

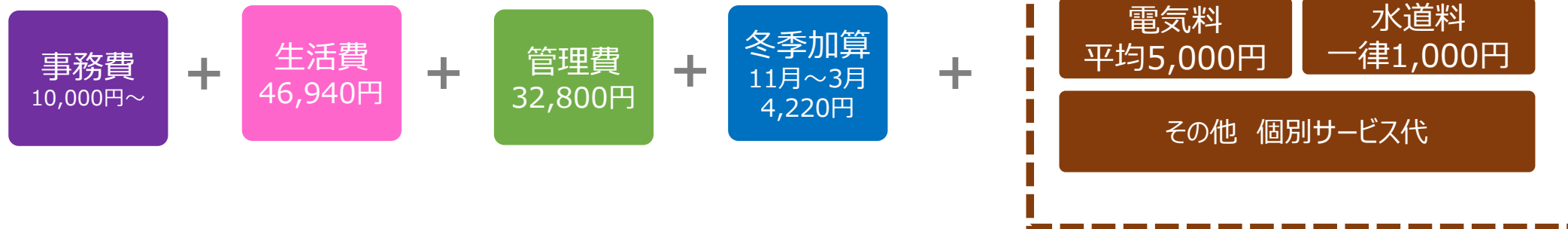
電話料金 かけた場合の実費を頂きます。

駐車場代 施設敷地内3,000円/月

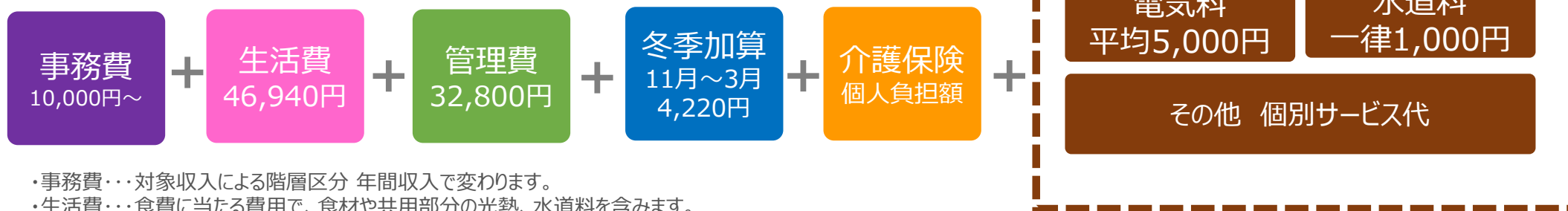
その他各入居者固有の要望によるサービス料は別途徴収致します。

利用料金について

▼一般



▼特定施設入居者生活介護



- ・事務費・・・対象収入による階層区分 年間収入で変わります。
- ・生活費・・・食費に当たる費用で、食材や共用部分の光熱、水道料を含みます。
- ・管理費・・・家賃相当分、施設設備整備に当たる費用です。
- ・冬季加算・・・11月から3月までの間、月4,220円が共用部分の暖房費として加算されます。
- ・介護保険個人負担額・・・特定施設入居者生活介護をご利用の方は要介護度に応じた介護保険利用料金がかかります。
- ・その他利用料
居室内で使用した電気代、水道代、電話代その他は自己負担となります。

お支払いについて

当施設では、月末締め、翌月20日（20日が土日祝日の場合は翌営業日）に口座振替させていただきます。

ただし、管理費は前払い制となっているため、入所した月の利用料は管理費を3か月分お支払いいただきます。

例) 11月15日に、特定施設入居者生活介護で入所した場合

▼初回（11月分）のお支払【12月20日 口座振替】

事務費 11月15日～30日分 日割り計算	生活費 11月15日～30日分 日割り計算	管理費 11月15日～30日分 日割り計算	管理費 12月分	管理費 1月分	冬季加算 11月15日～30日分 日割り計算	介護保険 利用料 入居日数分	その他の利用料
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------	------------	------------------------------	----------------------	---------

▼2回目（12月分）のお支払【1月20日 口座振替】

事務費 12月分	生活費 12月分	管理費 2月分	冬季加算 12月分	介護保険 利用料 12月分	その他の利用料
-------------	-------------	------------	--------------	---------------------	---------